


いいだ法人

(題字 児島博司会長 筆)  一般社団法人 飯田法人会



ご紹介下さい!!
新会員募集運動展開中

富士見台高原の紅葉

阿智村の富士見台高原には唐松が西日を浴びて輝いていました。

撮影：松島信雄 氏

主な内容

- | | |
|--------------------------|------------------------------|
| ・ 税務署だより 2～5 | 「ここ要注意!! 60h 超・残業割増率 50%の中で」 |
| 「浅井税務署長着任挨拶」 | ・ 部会だより |
| 「インボイス制度説明会・登録要否相談会のご案内」 | 「女性部合同例会 in 飯田開催報告」 8 |
| 「インボイス Q & A」 | ・ 第 24 回会員親睦ゴルフコンペ結果 9 |
| ・ 税理士会だより 6 | ・ 会員増強運動実施中/お知らせ掲示板 10 |
| 「相続税と贈与税の改正について」 | ・ 全国大会(群馬) 参加報告 11 |
| ・ 社労士コラム 7 | ・ 絵はがき優秀作品/編集後記 12 |

セミナー・オンデマンド(SOD)無料!
(見たい時にいつでも見られます)

法人会会員なのに使わなきゃ損です! お仕事で忙しく研修会に出席出来ない方、社内研修にも是非ご活用ください。

パソコンで飯田法人会のホームページからどうぞ!
会員 ID:hj0911 パスワード:5775

【内容も各種】

一般経営、研修・人材育成、ライフスタイル・健康、法律、労務、税務・財務・経理

みんなで回覧しましょう



社 長										経 理 担 当

差出人(差出發送代行) 返還先
(株)長野県中日サービスセンター 〒395-0073 飯田市松川町2211メルセンビル1階
このお荷物はご依頼人様からお預かりした荷物を当社が差出人となって発送代行しています。

飯田法人会 〒395-0033 長野県飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL 0265(52)5775



税務署だより



着任のご挨拶

飯田税務署長
浅井 伸 紀

本年 7 月の人事異動により、名古屋国税不服審判所静岡支所から、飯田税務署長に着任いたしました浅井と申します。前任の矢野同様よろしくお願いたします。

一般社団法人飯田法人会の皆様には、日頃から法人会活動を通じて税務行政に深いご理解と多大なご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

貴会におかれましては、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、関東信越国税局管内でも屈指の高い加入率を維持されております。その上で、企業の税務コンプライアンス向上のための取組として、「自主点検チェックシート」の積極的活用を推進されているほか、各種研修会や講演会の開催など、納税意識の向上と企業経営の発展に向けた活動を積極的に展開されております。また、研修会等の開催に当たっては、従来の会場参集に加え、リモート参加も可能としたハイブリッド形式を取り入れるなどの工夫をされております。

さらに、青年部では「小学校の租税教室への講師派遣」、女性部では「税に関する絵はがきの募集活動」・「黄色いハンカチ運動」に取り組まれるなど、地域社会の健全な発展に貢献する活動にも積極的に取り組まれております。

これらはひとえに児島会長をはじめ役員及び事務局の皆様方の指導と会員の方々のご尽力の賜物であり、心から敬意を表する次第です。

さて、税務行政を取り巻く環境は、経済社会のグローバル化・デジタル化の進展等により、大きく変化しています。税を含むあらゆる分野でデジタルの活用が急速に広まっており、税務においてデジタルの活用が広まることは、税務手続の簡便化だけではなく、単純誤りの防止による正確性の向上や、業務

の効率化による生産性の向上等にもつながることが期待されます。

また、国税庁では、「あらゆる税務手続が税務署に行かずにできる社会」という将来像に向けて、申告書のみならず財務諸表等の添付書類を含めた e-Tax の利便性向上や相談チャネルの充実、キャッシュレス納付など、各種施策の推進に向けて取り組んでいます。

特に、キャッシュレス納付は、振替納税、ダイレクト納付、クレジットカード納付、スマホアプリ納付など様々な方法があり、まだご利用いただけない場合には、是非、ご利用のご検討をお願いいたします。

本年 10 月 1 日から開始された消費税のインボイス制度につきまして、周知・広報などに多大なご協力を賜り、改めてお礼申し上げます。今年の 9 月末で課税事業者の 9 割以上の方が登録申請を行っていただきました。

一方で、登録を行うか検討されている事業者の皆様に向けて飯田税務署では、インボイス制度説明会及び登録要否相談会を毎月 1 回開催しておりますので、ご活用していただければと思います。

貴会が税務行政の良き理解者としてご尽力いただいていることは、私どもが税務行政を運営していく上で非常に大きな支えとなっており、誠に心強く感じております。今後とも会員の皆様と一層の連携・協調を図り、税務行政の円滑な運営に努めてまいりますと考えておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、一般社団法人飯田法人会の益々のご発展と、会員の皆様のご健勝並びに会員企業のご繁栄を心から祈念いたしまして、着任の挨拶とさせていただきます。



～ 登録をお済みでない事業者の皆様へ ～

インボイス制度説明会

参加無料
事前登録制

登録要否相談会のご案内

消費税の基本的な仕組みやインボイス制度について理解を深めていただくため、インボイス制度説明会を開催していますので、是非ご参加ください。

登録するかお悩みの方には、登録要否相談会へのご参加もお勧めしています。

【 主 な 内 容 】



- ▷ インボイス制度説明会：消費税の基本的な仕組み、インボイス制度の概要
インボイス制度に関する税制改正事項
- ▷ 登録要否相談会：登録の考え方や必要な情報等の案内

（インボイス制度説明会）

【 開 催 日 程 】

開催日時	開催場所等	定 員	お問合せ先
令和5年11月10日 ①9時30分～10時30分 ②13時30分～14時30分	飯田税務署 2階会議室 (飯田市高羽町6丁目1-5) ①②とも免税事業者向け説明会	20名 【事前予約制】 (申込期限：11月2日)	飯田税務署 Tel.0265-22-1165 (代表)
令和5年12月8日 ①9時30分～10時30分 ②13時30分～14時30分		20名 【事前予約制】 (申込期限：12月1日)	

（登録要否相談会）

開催日	開催時間	開催場所	相談時間	お問合せ先
令和5年11月10日	①11時～11時30分 ②15時～15時30分 ③15時30分～16時 ④16時～16時30分 ⑤16時30分～17時	飯田税務署 2階会議室 (飯田市高羽町 6丁目1-5 飯田高羽合同庁舎)	30分/組 【事前予約制】 (申込期限：11月2日)	飯田税務署 Tel.0265 22-1165 (代表)
令和5年12月8日			30分/組 【事前予約制】 (申込期限：12月1日)	

- 新型コロナウイルス感染症等の感染拡大状況によっては、開催を中止する場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 税務署の代表電話にお問い合わせいただく際は、税務署の電話番号にお掛けいただいた後、自動音声案内にしたがって、「2」を選択してください。
- 駐車場に限りがありますので、公共交通機関の利用など車での来場はご遠慮ください。

インボイス制度に関する一般的なご相談は、インボイスコールセンターで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120 - 205 - 553 (無料)
【受付時間】9:00～17:00 (土日祝除く)

インボイス制度に関する情報は、国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



飯田税務署

(令和5年4月)

インボイス Q & A

(屋号による記載)

問55 適格請求書に記載する名称は屋号も認められますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】 適格請求書に記載する名称については、例えば、電話番号を記載するなどし、適格請求書を交付する事業者を特定することができれば、屋号や省略した名称などの記載でも差し支えありません。

(立替金)

問94 当社は、取引先の B 社に経費を立て替えてもらう場合があります。

この場合、経費の支払先である C 社から交付される適格請求書には立替払をした B 社の名称が記載されますが、B 社からこの適格請求書を受領し、保存しておけば、仕入税額控除のための請求書等の保存要件を満たすこととなりますか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】 貴社が、C 社から立替払をした B 社宛に交付された適格請求書を B 社からそのまま受領したとしても、これをもって、C 社から貴社に交付された適格請求書とすることはできません。

ご質問の場合において、立替払を行った B 社から、立替金精算書等の交付を受けるなどにより、経費の支払先である C 社から行った課税仕入れが貴社のものであることが明らかにされている場合には、その適格請求書及び立替金精算書等の書類の保存をもって、貴社は、C 社からの課税仕入れに係る請求書等の保存要件を満たすこととなります（基通 11-6-2）。

また、この場合、立替払を行う B 社が適格請求書発行事業者以外の事業者であっても、C 社が適格請求書発行事業者であれば、仕入税額控除を行うことができます。

なお、立替払の内容が、請求書等の交付を受けることが困難であるなどの理由により、一定の事項を記載した帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れに該当することが確認できた場合、貴社は、一定の事項を記載した帳簿を保存することにより仕入税額控除を行うことができます。この場合、適格請求書及び立替金精算書等の保存は不要となります。

帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる課税仕入れについては、問 104《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合》を、帳簿の記載事項については、問 110《帳簿のみの保存で仕入税額控除が認められる場合の帳簿への一定の記載事項》をご参照ください。

(参考) A 社を含む複数者分の経費を一括して B

社が立替払している場合、原則として、B 社は C 社から受領した適格請求書をコピーし、経費の支払先である C 社から行った課税仕入れが A 社及び各社のものであることを明らかにするために、B 社が作成した精算書を添えるなどし、A 社を含む立替えを受けた者に交付する必要があります。

しかしながら、立替えを受けた者に交付する適格請求書のコピーが大量となるなどの事情により、立替払を行った B 社が、コピーを交付することが困難なときは、B 社が C 社から交付を受けた適格請求書を保存し、立替金精算書を交付することにより、A 社は B 社が作成した（立替えを受けた者の負担額が記載されている）立替金精算書の保存をもって、仕入税額控除を行うことができます。

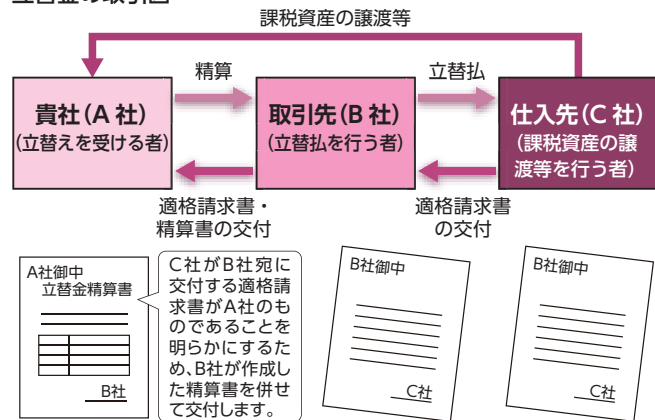
この場合、立替払いを受けた A 社等は、立替金精算書の保存をもって適格請求書の保存があるものとして取り扱われるため、立替払を行った取引先の B 社は、その立替金が仕入税額控除可能なものか（すなわち、適格請求書発行事業者からの仕入れか、適格請求書発行事業者以外の者からの仕入れか）を明らかにし、また、適用税率ごとに区分するなど、A 社が仕入税額控除を受けるに当たっての必要な事項を立替金精算書に記載しなければなりません。

したがって、立替金精算書に記載する「消費税額等」については、課税仕入れの相手方である C 社から交付を受けた適格請求書に記載された消費税額等を基礎として、立替払いを受ける者の負担割合を乗じてあな分した金額によるなど合理的な方法で計算した「消費税額等」を記載する必要があります。また、立替金精算書に記載する複数の事業者ごとの消費税額等の合計額が適格請求書に記載された「消費税額等」と一致しないことも生じますが、この消費税額等が合理的な方法により計算されたものである限り、当該立替金精算書により仕入税額控除を行うこととして差し支えありません。

なお、仕入税額控除の要件として保存が必要な帳簿には、課税仕入れの相手方の氏名又は名称の記載が必要であるほか、その仕入れ（経費）が適格請求書発行事業者から受けたものか否かを確認できるよう、立替払を行った B 社と A 社の間で、課税仕入れの相手方の氏名又は名称及び登録番号を確認できるようにしておく必要があります。

ただし、これらの事項について、別途、書面等で通知する場合のほか、継続的な取引に係る契約書等で、別途明らかにされているなどの場合には、精算書において明らかにしていなくても差し支えありません。

立替金の取引図



(口座振替・口座振込による家賃の支払)

問95 当社は、事務所を賃借しており、口座振替により家賃を支払っています。不動産賃貸契約書は作成していますが、請求書や領収書の交付は受けておらず、家賃の支払の記録としては、銀行の通帳に口座振替の記録が残るだけです。このような契約書の締結後に口座振替等により代金を支払い、請求書や領収書の交付を受けない取引の場合、請求書等の保存要件を満たすためにはどうすればよいですか。【令和 5 年 10 月改訂】

【答】 通常、契約書に基づき代金決済が行われ、取引の都度、請求書や領収書が交付されない取引であっても、仕入税額控除を受けるためには、原則として、適格請求書の保存が必要です。

この点、適格請求書は、一定期間の取引をまとめて交付することもできますので、相手方（貸主）から一定期間の賃借料についての適格請求書の交付を受け、それを保存することによる対応も可能です。

なお、適格請求書として必要な記載事項は、一の書類だけで全てが記載されている必要はなく、複数の書類で記載事項を満たせば、それらの書類全体で適格請求書の記載事項を満たすことになりますので、契約書に適格請求書として必要な記載事項の一部が記載されており、実際に取引を行った事実を客観的に示す書類とともに保存しておけば、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

ご質問の場合には、適格請求書の記載事項の一部（例えば、課税資産の譲渡等の年月日以外の事項）が記載された契約書とともに通帳（課税資産の譲渡等の年月日の事実を示すもの）を併せて保存することにより、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

また、口座振込により家賃を支払う場合も、適格請求書の記載事項の一部が記載された契約書とともに、銀行が発行した振込金受取書を保存することにより、請求書等の保存があるものとして、仕入税額控除の要件を満たすこととなります。

なお、このように取引の都度、請求書等が交付されない取引について、取引の途中で取引の相手方（貸主）が適格請求書発行事業者でなくなる場合も想定され、その旨の連絡がない場合には貴社（借主）はその事実を把握することは困難となります（適格請求書発行事業者以外の者に支払う取引対価の額については、原則として、仕入税額控除を行うことはできません）。そのため、必要に応じ、「国税庁適格請求書発行事業者公表サイト」で相手方が適格請求書発行事業者か否かを確認してください。

【参考】 令和 5 年 9 月 30 日以前からの契約について

令和 5 年 9 月 30 日以前からの契約について、契約書に登録番号等の適格請求書として必要な事項の記載が不足している場合には、別途、登録番号等の記載が不足していた事項の通知を受け、契約書とともに保存していれば差し支えありません。

(高速道路利用料金に係る適格簡易請求書の保存方法)

問103 当社では高速道路を頻繁に利用するのですが、高速道路利用について、いわゆる ETC システムを利用し、後目、クレジットカードにより料金を精算しています。この場合、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書の保存により仕入税額控除を行うことはできますか。【令和 5 年 10 月追加】

【答】 クレジットカード会社はそのカードの利用者に交付するクレジットカード利用明細書は、そのカード利用者である事業者に対して課税資産の譲渡等を行った他の事業者が作成及び交付する書類ではなく、また、課税資産の譲渡等の内容や適用税率など、適格請求書の記載事項も満たしませんので、一般的に、適格請求書には該当しません。

そのため、高速道路の利用について、有料道路自動料金収受システム（ETC システム）により料金を支払い、ETC クレジットカード（クレジットカード会社が ETC システムの利用のために交付するカードをいい、高速道路会社が発行する ETC コーポレートカード及び ETC パーソナルカードを除きます。）で精算を行った場合に、支払った料金に係る仕入税額控除の適用を受けるには、原則、高速道路会社が運営するホームページ（ETC 利用照会サービス）から通行料金確定後、適格簡易請求書の記載事項に係る電磁的記録（以下「利用証明書」といいます。）をダウンロードし、それを保存する必要があります。

他方、高速道路の利用が多頻度にわたるなどの事情により、全ての高速道路の利用に係る利用証明書の保存が困難なときは、クレジットカード会社から受領するクレジットカード利用明細書（個々の高速道路の利用に係る内容が判明するものに限ります。また、取引年月日や取引の内容、課税資産の譲渡等に係る対価の額が分かる利用明細データ等を含みます。）と、利用した高速道路会社及び地方道路公社など（以下「高速道路会社等」といいます。）の任意の一取引（複数の高速道路会社等の利用がある場合、高速道路会社等ごとに任意の一取引）に係る利用証明書をダウンロードし、併せて保存することで、仕入税額控除を行って差し支えありません。

【注】 1 利用証明書については、クレジットカード利用明細書の受領ごとに（毎月）取得・保存する必要はなく、高速道路会社等が適格請求書発行事業者の登録を取りやめないことを前提に、利用した高速道路会社等ごとに任意の一取引に係る適格簡易請求書の記載事項を満たした利用証明書を一回のみ取得・保存することで差し支えありません。また、例えば、A 高速道路会社から B 高速道路会社を経由して C 高速道路会社の料金所で降りた際、C 高速道路会社がまとめて利用証明書を発行している場合には、C 高速道路会社の利用証明書を保存することとなります。

2 空港と内陸部を結ぶ連絡橋の通行料金（空港連絡橋利用税）など、消費税の課税対象とならない金額がある場合、その金額は仕入税額控除の対象外となりますのでご注意ください。

【参考】 国税庁：インボイス制度に関する Q & A

●税理士会だより

相続税と贈与税の改正について



関東信越税理士会
飯田支部副支部長

下田 一則

1. 相続時精算課税制度が使いやすく

相続時精算課税制度の特徴について

- 1 合計 2500 万円まで贈与しても贈与税はかからない。相続する際には、相続財産足してこの 2500 万円をふくめて相続税がかかる。
- 2 いったんこの制度を選択すると暦年贈与を使うことができません。
- 3 少額でも贈与税の申告はしなければならない。

もともとこの制度は、若い世代への贈与を促すため作られたものですが、制度の利用が低迷していました。

改正後は、相続時精算課税制度を選択した後も 110 万円を控除することができ、110 万円以下の贈与は申告不要となりました。

使いやすくすることで利用促進し、現役世代に早期に資産を移転し、経済活性化につなげたい思いがあるとされています。

ただ、相続時精算課税制度を選択すれば暦年贈与は使えないことには変わりありません。

2. 生前贈与加算の加算期間 7 年へ

現行では、贈与者が亡くなると、相続開始前 3 年以内の贈与した財産の額を、相続税財産に加算して相続税の計算をします。

この生前贈与加算の期間が、令和 6 年 1 月 1 日以降の贈与から適用されます。延長した 4 年分については、贈与された総額から 100 万円差し引いた金額を相続税財産に含めて計算するようになります。実際には、令和 13 年 1 月 1 日以降 7 年間の生前贈与が加算されることとなります。

生前贈与をしなければ、所有している資産がそのまま相続財産となり、相続税がかかります。一方、生前贈与をすると、その分相続財産が減り、相続税が減ることとなります。贈与した金額により贈与税がかかります。したがって、生前贈与をうまく利用すれば、相続税の節税が可能になります。生前贈与の節税効果が今回の税制改正に大きく影響しています。贈与を何年にも分けてすれば、1 回ごとの贈与額は少なくなり、低い税率で贈与でき贈与税を減らすことができます。

今回の改正の趣旨は、過度な生前贈与による節税を防ぐために設けられている制度の一つです。3 年から 7 年に延長されたのは、諸外国と比較してみると、アメリカ：一生涯、フランス：15 年、ドイツ：10 年、イギリス：7 年となっており、日本が 3 年と一番短い期間です。そのため 7 年に期間を延長したと考えられます。ただし、期間を一気に長くすると、昔の贈与の記録をすべて残す等影響が大きくなるのを防ぐためだと考えられます。

なぜ生前贈与期間を延長したのでしょうか？ 2019 年での個人の金融資産は 1900 兆円あり、60 歳以上が資産の 65%以上を持っており 70 歳以上の所有する資産が急増している状況です。最近発生している相続の多くは、80 歳以上の人から 50 歳以上のひとへの、いわゆる老人から老人への相続となっており、若い世代への資産移転が進んでいないことが問題となっています。そのため、相続税と贈与税を分けずに、いつ贈与しても、財産に同じ金額の税金がかかるようにすることで、贈与をしやすくなります。このことを「相続税と贈与税の一体化」と呼ばれています。

今の若い親世代が貧しければ将来の日本がますます貧しくなると考えられます。そのため、若い世代への資産移転が必要というわけです。アメリカ、フランス、ドイツでは、贈与しようがしまいが、いつ贈与しようが最終的に課される税金は同額です。したがって、若い世代への資産が渡りやすいとされています。

生前贈与の期間が延長された暦年贈与と使い勝手が良くなった相続時精算課税制度のどちらを使ったらいいか？ 子に生活資金を少しでも前渡ししたいのであれば、相続時精算課税制度の方がよいと思われます。一方、時間をかけて次世代に資産を移転させたいのであれば、110 万円の控除の暦年贈与を活用した方がよいと思う。

ただし、相続時精算課税制度には、注意が必要です。『非課税枠 2500 万円には、将来、相続税がかかる』ということをお忘れないうこと、非課税なのは贈与税であって、相続税ではないこと。この制度をしっかりと理解して活用を検討していくこと大切であると思われます。

ちょっとお耳を



社労士コラム

**ここ要注意!!!60h超・残業割増率50%の中で、
カウントしないのは、「法定休日」に働いた分だけ!!**



社会保険労務士
うえすぎしのぶ
上杉信夫
(飯田法人会会員)
明治大学大学院卒
(経営学研究科博士前期課程)

平成 22 年に労働基準法が改正されて、月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率が 25% から（一挙に…）50% に引き上げられることが決まった時、その時点で対象となったのは大企業だけで、中小企業に対しては令和 5 年 3 月までの間、猶予期間が設定されていました。が、その猶予期間は終わり、今年（令和 5 年）の 4 月からは、中小企業も月 60 時間を超えて時間外労働をした場合の割増賃金率は、50% 以上にしなければならないことになっています。

さて、今回のテーマの中で、ぜひ、皆様にお伝えしたい点があります。それは改正された条文の中に「月 60 時間を超えて残業した、その時間外労働時間を集計する際に『休日労働と時間外労働の区別をしなければならない』というくだりがあるのですが、そこを指して言っています。結論を言えば、ここで言う「休日労働」と言うのは「『法定休日』に労働した分」のことで、「休日」って、ご存知のように「法定休日」と「所定休日（法定外休日）」とに分かれています。が、「法定休日」の方に労働した分だけを（月 60 時間を超える時間外労働を集計する際に）「時間外労働」と区別してカウントしないのです。念のため、「法定休日」は、35% の割増率で計算する休日です。一方、「所定休日」に労働した分は、時間外労働と区別しないで、ちゃんとカウントすることになっています。念のため、「所定休日」は、25% の割増率で計算する方の休日です。この点がけっこう難解と言いますか、理解しにくい点ではないのかなと…私的には思えるのです。という訳で、ここ要注意!! です。

あともう一点だけ、私的に注意事項だと思える点がありますので、お話しさせてください。現在は、働き方改革が推進されていく中で、多種多様な休日の取り方（扱い方）が出てきています。以前、ワークライフバランスの項でお話しさせていただいたことなのですが、ここでちょっと「休日の考え方」についても一回触れさせていただきます。あなたの会社の社員が、会社のお休みの日に出勤するっていうことは、ある意味、その社員（shining♥sunshine）がご家族と過ごす大切な時間を、ドキッとするような言い方で申し訳ないけど…削り取ってしまうようなものなんです。決して当たり前の事ではないのです。その社員にとってもご家族にとっても、とっても貴重な時間なのです。そういう考え方をしますとね、土曜も日曜も価値は一緒でしょ？（私自身は、そういう考えに同調致しております）…そんなわけでね、「法定休日」と「所定休日」とを区別（差別）しないで、「同等同格の価値を有する休日の労働」と認識して、労働者に少しでも有利になるようにと好意的に考えて、多い方の 35% の時間外割増率で計算した賃金を支払ってあげている会社さんが、現実には少しずつ増えているということは、働き方改革が推進されていく中で、ごく自然で好ましい現象だと思う次第です。…ひとの心に寄り添う言葉で「おもしろいやり」という素敵な名前のね、経営者が成功ロードを歩いていく上で絶対不可欠な資質がありますよね、それは、自分の会社で働いてくれる社員の身になって、できるだけその人たちが気分良く働くことが出来ますように、職場環境を整えてあげましょう…そういう考え方をすることの中で育まれていくものなんじゃないでしょうかね。私は、そう考えています。まあそれはともかく、これまででしたら（時間外割増率を）高い方の率で支払っているわけですから何ら問題は生じませんでした。しかし、今後は注意事項になるのです。既に 60 時間以上の時間外労働をしてしまっていて、その上でさらに「所定休日に働いたことによってまた時間外労働になった部分」については、十分と思っていた 35% の割増率が十分であるどころかそれでも足りなくて、50% の割増率で計算された賃金の支払いをすることが必要となってくるのです。…こんなことを言って、誰かが怒ってきてもイヤだけど、き、厳しいですね。

…平成 22 年といえば、今から 13 年も前になります。その頃と現在とでは時代の背景も社会の情勢も随分変わってしまっています。しかし、その時分に、いったい誰が今の世のこの憂鬱な姿を予想し得たでしょうか？ 結局…さもあらばあれです。世の中の多くの中小企業の経営者の皆さまにとっては、この法律はいささか厳しいのに違いありません。でも、ここはひとつの試練と心得ていただいて、しっかり乗り越え、経営者としての成功ロードを力強く歩んで行っていただきたいと、心から願っています。

部会だより

県連女性部合同例会 in 飯田開催報告



10月13日に、飯田法人会女性部（小林美佐部長）が主管する長野県法人会連合会女性部合同例会が開催され、当日は県下各地の女性部員の皆様にお集まりいただき、91名の参加者によりアンジェローブ・ジェルネにおいて盛大に開催することができました。

講演会では「南信州に伝わる祭礼・芸能」をテーマに、飯田市美術博物館学芸員の近藤大知先生のお話をお聞きしました。

お若い講師の先生でしたが、たくさんの知識をお持ちの先生で、飯田に住んでいても知らなかった事を知ることができ、良い講演会になりました。

懇親会では、ジャズ・ボサノバを中心に県内各地のライブハウスなどで演奏を行っている Arcadia（アルカディア）さんのバンド演奏を聴きながら、美味しいお食事をいただきました。



懇親会の様子



Arcadia の皆さん

聴き馴染みのある曲もあり、とても良い雰囲気の演奏で、あっという間に時間が流れていきました。

そして、各单位会女性部の PR。日頃の活動の状況を、それぞれの単位会の皆様に発表いただきました。

最後に、参加者全員による「ふるさと」の合唱と手話ダンスで締めくくり、和やかに楽しく時間を過ごすことができました。

当日は、地域の企業の皆様にもお土産販売のご協力をいただき、参加した皆様にも喜んでいただけたのではないかと考えております。

ご協力いただいた女性部の役員・部員の皆様ありがとうございました。

次回、女性部合同例会は松本で開催される予定です。



講演会講師の先生を囲んで



飯田法人会女性部役員・部員の皆さん

第24回会員親睦ゴルフコンペ

親睦や異業種交流を目的に、毎年開催している飯田法人会親睦ゴルフコンペ（厚生委員会主管）を、10月11日に飯田カントリー倶楽部で開催した。

昨年とは打って変わり天候に恵まれ、71名と大勢の参加となり、お互いに日頃の腕前を競いながら楽しい一日を過ごした。

コロナウイルスも5類に引き下げられ、久しぶりの表彰式・懇親会では、法人会が提携する保険会社三社（大同生命・アフラック・AIG 損保）、飯田カントリー各社様からも賞品のご提供を頂き、多くの賞品が用意され参加者全員に手渡された。

以上の成績による表彰後、全員参加して篠田委員長と対戦するじゃんけん大会が行われ（景品多数用意）和やかな雰囲気の中、盛会裡に終了した。

【結果】

- 優勝 平澤隆博さん (NET 71.0) 原建設(株)
- 準優勝 荻原義夫さん (NET 71.8) (株)コシブ精密長野工場
- 第3位 松村広善さん (NET 72.0) (株)飯田パルスモ
- ベストクロス賞 江取研二さん (GROSS 71) 信州建装(株)



優勝の平澤隆博さん



準優勝の荻原義夫さん

7つの間違い探し

※上の絵と下の絵には相違点が7か所あります。
見わかりますか？(答えは10ページにあります。)



令和 5 年 会 員 増 強 目 標 **会 員 増 強 運 動 中** (9 月 ~ 12 月 末)

令和5年度会員増強運動がスタートしました。

県連では、期首(2,077)1%増、飯田法人会では、2,138(56増)を目標に、役員、保険会社推進員の皆様にご協力頂いております。

経済も不安定な中での、会員増強は大変でございますが、組織強化に皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

支部別会員数加入率状況表 6 月 末

支部名	会員数 (期首)	法人 数	会員 数	未加入 法人数	加入 率	目標 数	目標達成 加入率	支部名	会員数 (期首)	法人 数	会員 数	未加入 法人数	加入 率	目標 数	目標達成 加入率
飯田	1,412	2,504	1,416	1,088	56.5%	36	58.0%	橋北・東野	127	215	126	89	58.6%	3	60.0%
高森	136	241	137	104	56.8%	4	58.5%	橋南	195	298	196	102	65.8%	3	66.8%
松川	151	255	153	102	60.0%	4	61.6%	羽場・丸山	109	186	108	78	58.1%	3	59.7%
大鹿	15	23	15	8	65.2%	1	69.6%	伊賀良	155	305	157	148	51.5%	5	53.1%
豊丘	58	99	59	40	59.6%	1	60.6%	山本・三穂	47	111	47	64	42.3%	2	44.1%
喬木	53	81	53	28	65.4%	1	66.7%	松尾・団地	166	288	167	121	58.0%	4	59.4%
西部	107	205	108	97	52.7%	3	54.1%	上・下久堅	29	57	29	28	50.9%	1	52.6%
阿南・売木	45	82	44	38	53.7%	3	57.3%	座光寺	60	97	59	38	60.8%	1	61.9%
下條	32	40	32	8	80.0%	1	82.5%	竜丘・川路	92	147	92	55	62.6%	2	63.9%
泰阜	23	32	23	9	71.9%	1	75.0%	龍江・千代	26	55	26	29	47.3%	1	49.1%
天龍	18	22	18	4	81.8%	1	86.4%	鼎	206	375	208	167	55.5%	5	56.8%
その他	27	129	24	105		0		上郷	186	340	187	153	55.0%	5	56.5%
全会総体	2,077	3,713	2,082	1,631		56		遠山	14	30	14	16	46.7%	1	48.8%
R5.6.30		3,460	2,082	1,631	60.2%		61.8%	飯田支部総体	1,412	2,504	1,416	1,088		36	58.0%

飯田法人会目標 2,138→61.8% 長野県連目標数 2,098→60.6%



要チェック

《お知らせ掲示板》



年末調整研修会

日時:11月28日(火)

14:00~16:00(定員100名)

【オンライン】14:00~16:00(定員120名)

会場:南信州・飯田産業センター(エスパード)大ホール

講師:関東信越税理士会派遣税理士 鈴木 智和 税理士

※受講会員には申告書添付用受講証シール(黄色)をお渡します。

※詳細は往復はがきでご案内しますのでご確認ください。



決算法人説明会

日時:令和6年1月18日(木)

14:00~(Web併設)

会場:南信州・飯田産業センター

(エスパード)B201、B202会議室

対象:2・3月決算法人

内容:①第一講座

「決算と申告にあたり注意事項」

「調査指導等から見た注意点」

講師:飯田税務署担当係官

②第二講座

「健全な財務を目指して」

講師:関東信越税理士会派遣税理士

戸崎 博 税理士

※受講会員には申告書添付用受講証シール(オレンジ色)をお渡します。

間違い探し『濁道中五十三驛』9 ページの答え

①化け猫の爪(左上) ②蝶(中上) ③目線(中上) ④化け猫の残像(右上)

⑤胸の葉(中央) ⑥白い花の柄(中央) ⑦雲の形(左下)

【作者紹介】神谷一郎(かみや・いちろう)専修大学法学部卒業後、漫画プロダクションを経て漫画家に。現在はフリーランスのイラストレーターとして、雑誌・広告・水彩画挿絵等で活躍中。

第 39 回法人会全国大会（群馬大会）開催



公益財団法人全国法人会総連合が主催する、法人会全国大会が、10月18日（水）群馬県高崎市「高崎芸術劇場」を会場に、全国各地の法人会から2000名近い参加を得て、盛大に開催された。新型コロナウイルスの影響からR2年以降縮小での開催が続いて来たが、前年からようやく通常の内容での実施が可能となった。

飯田法人会からは、児島会長、大田中・加藤副会長・事務局の4名が参加した。

主な内容は次の通り。

【第1部 記念講演会】

演題：「好機到来」

講師：日本通信㈱代表取締役社長 福田尚久氏

【第2部 記念式典】

住澤国税庁長官・木村国税局長・山本群馬県知事・富岡高崎市長各位をはじめ、多くのご来賓をお迎えし厳粛に開催された。

ご来賓の祝辞に続いて、会員増強や福利厚生制度推進に顕著な成績を上げている各法人会に対する表彰や、税制改正提言・大会宣言が採択された。

第2部まで、予定通り進捗したあとに、来年度

第40回の全国大会（10月3日予定）が決まっている鹿児島県連から、鹿児島のPRや参加のお願いがあった。

【第3部 懇親会】

場所を、「ホテルメトロポリタン高崎」に移して開催された。各地域の多くの法人会の皆様と歓談し、交流を図ることができた。

以上、盛会の裡に大会スケジュールが滞りなく終了した。

令和6年度税制改正スローガン

○財政健全化は国家的課題。

負担を先送りせず現代で解決を！

○企業への過度な保険料負担を抑制し、

経済成長を阻害しない社会保障制度の確立を！

○経済再生には中小企業の力が不可欠。

健全な経営に取り組む企業に実効性ある支援を！

○中小企業は地域経済と雇用の担い手。

本格的な事業承継税制の創設を！



大会宣言

われわれ法人会は、「税のオピニオンリーダーたる経営者の団体」として、「税制改正に関する提言」や租税教育、企業の税務コンプライアンス向上に資する「自主点検チェックシート」の普及など、税を中心とする活動を積極的に展開しながら、広く社会へ貢献している。

わが国の社会経済活動に大打撃を与えたコロナ禍は、ほぼ収束し、急激な物価上昇も一時に比べ、落ち着きを取り戻しつつある。

こうした中、政府が打ち出した少子化対策や防衛力の抜本強化については、財源の具体的な内容が定まっておらず、安定性を欠いていると言わざるを得ない。加えて、コロナ禍でさらに積み上がった国債残高は先進国でも突出しており、返済計画の策定が重要な課題である。

歳出だけを先行させ財源論が置き去りになったままでは、財政規律の毀損が決定的となりかねない。まずは、2025年度の基礎的財政収支の黒字化目標を確実に達成し、その後の財政健全化についても並行して議論を開始すべきである。

また、今月から導入されたインボイス制度は、事業者の事務負担増や適格請求書発行事業者と免税事業者との取引に変化が生じるといった懸念がある。政府は、国民や事業者への影響を検証し、問題があれば制度の是非を含めて見直す必要がある。

地域経済や雇用の担い手である中小企業には、コロナ禍による打撃から回復していないケースも少なくない。実効性ある税財政上の支援が必要であり、法人会は、「中小企業の活性化に資する税制」、「事業承継税制の抜本的改革」等を中心とする「税制改正に関する提言」の実現を強く求めるものである。

創設以来、納税意識の向上に努めてきた法人会は、全国の会員企業の総意として、以上宣言する。

令和5年10月18日 全国法人会総連合 全国大会

ご安心、保護の新たな元へ。
T&D 保険グループ

企業のために、
経営者とともに。

大同生命は、「企業保障のエキスパート」として、今後も「加入者本位」「堅実経営」という創業時からの基本理念を守り、「最高の安心」と「最大の満足」をお届けできる会社であり続けられるよう、経営者のみなさまとともに歩んでまいります。

DJIDO 大同生命保険株式会社
松本支社/長野県松本市本庄1-3-10 (大同生命松本ビル3F)
TEL 0263-32-0829

第7回 税に関する
絵はがきコンクール優秀作品



飯田支部長賞
松尾小4年 小林 暖琉さん



西部支部長賞
阿智第二小6年 北原 奏真さん



豊丘支部長賞
豊丘南小学校6年
片桐 桜心菜さん

編集後記

最近考える事があります。私達の情報やニュースは正確に真実を伝えられているのだろうか？と。例えば原発の処理水の件ですが、中国の国内にはちゃんと情報が通じておらず自国の海産物まで消費量が落ち込んでしまったり、おかしな事が起きています。日本にも様々なフェイクニュースが飛び交っています。ロシア・ウクライナの戦争も情報合戦でどれが本当でどれがうそなのか？わからない状態です。

ユーチューブなど様々な SNS で情報が得られる便利なツールを得られる一方、AIなどで偏った特殊な情報を得てしまい、適格に情報を処理できなくなってしまっている気がします。幅広い情報的確に拾う能力を求められる時代になった気がします。



広報委員
中島 隆

いいだ法人 第155号 2023・10 秋 Autumn

令和5年10月27日発行
年4回発行／一般社団法人 飯田法人会 飯田市常盤町41番地 飯田商工会館4階
TEL(0265)52-5775・FAX(0265)52-5776
e-mail:iho@iidahoujinkai.jp URL http://www.iidahoujinkai.jp/

広報委員長・棚田 稔
副委員長・南島治史
副委員長・木下裕介
委員 塚平一人・熊谷 弘・中島律子
中島 隆・小林亮夫・鈴木健太郎

本紙における掲載文は、筆者の責任において自由に執筆いただいております。